

幼児教育・保育の無償化に係る給付費の支給申請（請求）について

施設等利用給付認定（新1号～新3号認定）（以下「新認定」という。）を受けられた方が、幼児教育・保育の無償化に係る給付費（保育料や利用料の払い戻しのことで、「施設等利用費」といいます。）を受けるためには、施設等利用費の支給申請（請求）を行う必要がありますので、申請方法を御案内します。

1 対象者

新認定を受けて、下表の対象施設・事業を利用された方

＜認定区分ごとの対象施設・事業＞

認定区分	対象施設・事業
新1号認定	①幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）
新2号認定 新3号認定	①幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、②預かり保育、③認可外保育施設、 ④一時預かり事業、⑤病児保育事業、⑥子育て援助活動支援事業 ※ 幼稚園・認定こども園（教育部分）に通われている方のうち、上記③～⑥の事業が支給対象となる方は、通われている園の預かり保育が国が定める基準を満たしていない場合のみになります。基準を満たしているか否かは、通われている園に御確認ください。

※ 幼稚園・認定こども園（教育部分）に通われている方のうち、①幼稚園と②預かり保育に係る支給申請を通われている園が代理申請される場合、保護者の方から①幼稚園と②預かり保育に係る支給申請は不要です。（代理申請の有無は通われている園に御確認ください。）

※ 新2号認定を受けて京都市内の市立幼稚園に通われている方の②預かり保育については、最初から施設等利用費相当額が差し引かれた利用料が設定されていますので、支給申請を行っていただく必要はありません。

2 必要書類

以下の(1)から(3)までの書類が必要です。

(2)と(3)については、利用された施設・事業所が作成する書類ですので、対象施設・事業所を利用された際には、新認定を受けている旨を伝え、作成を依頼してください（その際、京都市から保護者宛に交付した施設等利用給付認定決定通知書に記載されている認定番号を施設・事業所にお伝えください）。また、施設・事業所から交付を受けた際、記載内容に誤り等がないか御確認ください。

(1) 施設等利用費申請書（請求書）

申請書は、裏面に記載の京都市のホームページ（京都市情報館）からダウンロードしていただくか、区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室で配布しています。

また、申請書は「幼稚園・認定こども園利用者用」と「認可外保育施設等利用者用（上記1の③～⑥の事業のみを利用されている方用）」に分かれていますので、裏面の「4 施設等利用費申請書の記入内容」を参考にして、該当する申請書に必要事項を記入し、押印のうえ、御提出ください。

(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書

利用された施設・事業所が発行した提供証明書（京都市が定めた様式で作成）の原本を添付してください。

(3) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

利用された施設・事業所が発行した領収証（幼児教育・保育無償化の対象となる費用（特定子ども・子育て支援利用料）と、対象とならない費用（特定費用）の内訳が分かるもの）の原本を添付してください。

※ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）を利用された場合は、上記(2)(3)の資料の代わりに、「援助活動の報告(依頼会員控)」を添付してください。

3 施設等利用費申請書入力フォームの活用

施設等利用費の申請額の上限設定などが複雑なため、京都市では「施設等利用費申請書入力フォーム」（以下「入力フォーム」という。）を作成し、裏面に記載の京都市のホームページ（京都市情報館）に掲載しています。入力フォームは手書きで申請書を作成するよりも、容易に申請書の作成が可能ですので、申請書の作成にあたっては入力フォームを御活用いただくことを推奨しています。

＜施設等利用費申請書・入力フォームのホームページでの掲載場所＞

京都市情報館 ⇒ 健康・福祉・教育 ⇒ 子ども子育て支援・少子化対策
⇒ 幼児教育・保育の無償化 ⇒ 保護者の方へ ⇒ 申請様式
⇒ 施設等利用費の支給申請について



URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258661.html>

なお、認定内容や利用実績によっては入力フォームでも対応しきれない場合があります。申請内容に誤り等がある場合は、事務集中室から御連絡をさせていただきますので、申請書の修正・再提出等をお願いします。入力内容に御不明な点等がございましたら、事務集中室までお問い合わせください。

4 施設等利用費申請書の記入内容 ※記載例も御参照ください。

(1) 施設等利用給付認定保護者（申請者）

施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方の情報を記入してください。通知書に記載されている保護者以外の方が申請をすることはできませんので、御注意ください。

(2) 認定子ども

施設等利用給付認定を受けているお子さんの情報を記入してください。認定番号は、施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されています。

(3) 施設等利用費の申請内容

- ・ 利用した施設等が発行した特定子ども・子育て支援提供証明書の内容を「月ごと」かつ「施設・事業所ごと」に転記してください。
- ・ 申請額は、別紙「施設等利用費に係る支給上限額の考え方」に基づき計算した支給上限額と利用料・保育料等の合計額とを比較して低い方の金額を記入してください。

5 提出方法

7に記載している「京都市幼児教育・保育無償化事務集中室」宛てに郵送で提出してください。郵送により難しい場合は、お住まいの地域の「区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室」に持参してください。

※ 申請内容に誤り等がございましたら、事務集中室から御連絡をさせていただきますので、申請書の修正・再提出等をお願いします。

6 申請締切・支給月 ※四半期（3箇月）に1回支給予定

	利用月	申請締切日	支給月
第1回	4月～6月	7月15日	9月
第2回	7月～9月	10月15日	12月
第3回	10月～12月	1月15日	3月
第4回	1月～3月	4月15日	6月

※ 申請締切日が、事務集中室の休日（土日祝）の場合は、休日の翌日が申請締切日となります。

※ 申請締切日までに申請書を提出いただいても、申請書の修正・再提出等が必要な場合は、次回の支給となる場合があります。支給が決定した方には、別途決定通知を発送しますので御確認ください。

※ 保育料等の支払日の関係で、申請締切日までに必要書類が揃わず支給申請ができない利用月分は、次回以降に支給申請をしてください。

※ 施設等利用費の支給を申請する権利は、施設・事業の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅しますので御注意ください。

7 問い合わせ先（郵送での申請書提出先）

京都市幼児教育・保育無償化事務集中室

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-254-7216 【月～金（祝日除く）8時45分～17時30分】